内閣官房令

○**内閣官房令第八号**

国家公務員の寒冷地手当に関する法律（昭和二十四年法律第二百号）第一条第二号の規定に基づき、寒冷地手当支給規則の一部を改正する内閣官房令を次のように定める。

平成二十七年九月三十日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　麻生　太郎

寒冷地手当支給規則の一部を改正する内閣官房令

寒冷地手当支給規則（昭和三十九年総理府令第三十三号）の一部を次のように改正する。

別表岩手県の項中「『宮古市小山田一の一の一』東北農政局盛岡地域センター宮古支所』」を削る。

附　則

この内閣官房令は、平成二十七年十月一日から施行する。

府令

○**内閣府令第五十五号**

勤労青少年福祉法等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第七十二号）の施行に伴い、子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）第十九条第一項第二号の規定に基づき、子ども・子育て支援法施行規則の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

平成二十七年九月三十日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　麻生　太郎

子ども・子育て支援法施行規則の一部を改正する内閣府令

子ども・子育て支援法施行規則（平成二十六年内閣府令第四十四号）の一部を次のように改正する。

第一条第七号ロ中「第十五条の六第三項」を「第十五条の七第三項」に改める。

附　則

この府令は、勤労青少年福祉法等の一部を改正する法律の施行の日（平成二十七年十月一日）から施行する。

○**内閣府令第五十六号**

奄美群島振興開発特別措置法（昭和二十九年法律第百八十九号）、独立行政法人農林漁業信用基金法（平成十四年法律第百二十八号）、独立行政法人中小企業基盤整備機構法（平成十四年法律第百四十七号）及び独立行政法人福祉医療機構法（平成十四年法律第百六十六号）を実施するため、金融庁等の職員が検査の際に携帯すべき身分証明書等の様式を定める内閣府令の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

平成二十七年九月三十日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　麻生　太郎

金融庁等の職員が検査の際に携帯すべき身分証明書等の様式を定める内閣府令の一部を改正する内閣府令

金融庁等の職員が検査の際に携帯すべき身分証明書等の様式を定める内閣府令（平成四年大蔵省令第六十九号）の一部を次のように改正する。

第一項に次の四号を加える。

三十六　奄美群島振興開発特別措置法（昭和二十九年法律第百八十九号）第五十七条第二項において準用する独立行政法人通則法第六十四条第二項

三十七　独立行政法人農林漁業信用基金法（平成十四年法律第百二十八号）第二十条第二項

三十八　独立行政法人中小企業基盤整備機構法（平成十四年法律第百四十七号）第二十六条第二項

三十九　独立行政法人福祉医療機構法（平成十四年法律第百六十六号）第二十五条第二項

附　則

この府令は、平成二十七年十月一日から施行する。

府令・省令

○**内閣府・総務省・文部科学省令第二号**

被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十三号）及び地方公務員等共済組合法及び被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第九十七号）の施行に伴い、並びに関係法令の規定に基づき、並びに関係法令を実施するため、地方公務員等共済組合法施行規程等の一部を改正する命令を次のように定める。

平成二十七年九月三十日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　麻生　太郎
総務大臣　山本　早苗
文部科学大臣　下村　博文

地方公務員等共済組合法施行規程等の一部を改正する命令

（地方公務員等共済組合法施行規程の一部改正）

第一条　地方公務員等共済組合法施行規程（昭和三十七年総理府文部省令第一号）の一部を次のように改正する。

目次中「第三章　組合員（第九十条―第百条の二）」を「第三章　組合員等（第九十条―第百条の六）」に、「第四章給付　通則（第百一条―第百三条）　短期給付（第百四条―第百十九条の四）　長期給付等（第百二十条―第百六十二条の十一）」を「第四章給付　第一節　通則（第百一条―第百三条の二）　第二節　短期給付（第百四条―第百十九条の四）　第三節　長期給付等　第一款　厚生年金保険給付及び退職等年金給付組合積立金等の管理及び運用（第百六十二条の二・第百六十二条の三）　第二款　実施機関積立金」に、「第百三条の二）」を「第百三条の二）　第四章の二　退職等年金預託金管理経理　令第十七条の二第一項第五号に掲げる退職等年金給付に係る業務上の余裕金に関する取引（第百二十条―第百二十七条）　第百二十八条―第百六十二条の四）」に、「第百十九条の四）」を「第百十九条の四）　第四章の三　雑則（第百六十二条の五）」に改める。

第二条中「第百六十四条の九」を「第百六十四条の十」に、「第百六十五条」を「第百六十四条の十一」に、「第百八十六条」を「第百八十九条」に改める。

第三条中「地方公務員等共済組合法（」の下に「昭和三十七年法律第百五十二号。」を加え、「地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法（以下「施行法」という。）」を「厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）」に、「及び施行法」を「及び厚生年金保険法」に改める。

第四条中「給料」を「報酬」に、「「主務大臣」若しくは「特例継続組合員」又は「退隠料」を「又は「主務大臣」に、「第四十三条第一項」を「第四十二条第一項」に、「、第百四十四条の二十九第一項若しくは附則第二十八条の七第四項又は施行法第二条第一項第十二号」を「又は第百四十四条の二十九第一項」に、「、主務大臣若しくは特例継続組合員又は退隠料」を「又は主務大臣」に改める。

第六条第一項第二号中「（昭和二十九年法律第百十五号）」を削り、同項第四号中「預託金管理経理」を「厚生年金保険預託金管理経理」に、「長期給付」を「厚生年金保険給付」に改め、同項中第十二号を第十三号とし、第五号から第十一号までを一号ずつ繰り下げ、第四号の次に次の一号を加える。

五　退職等年金預託金管理経理　令第十七条の二第一項第五号に掲げる退職等年金給付に係る業